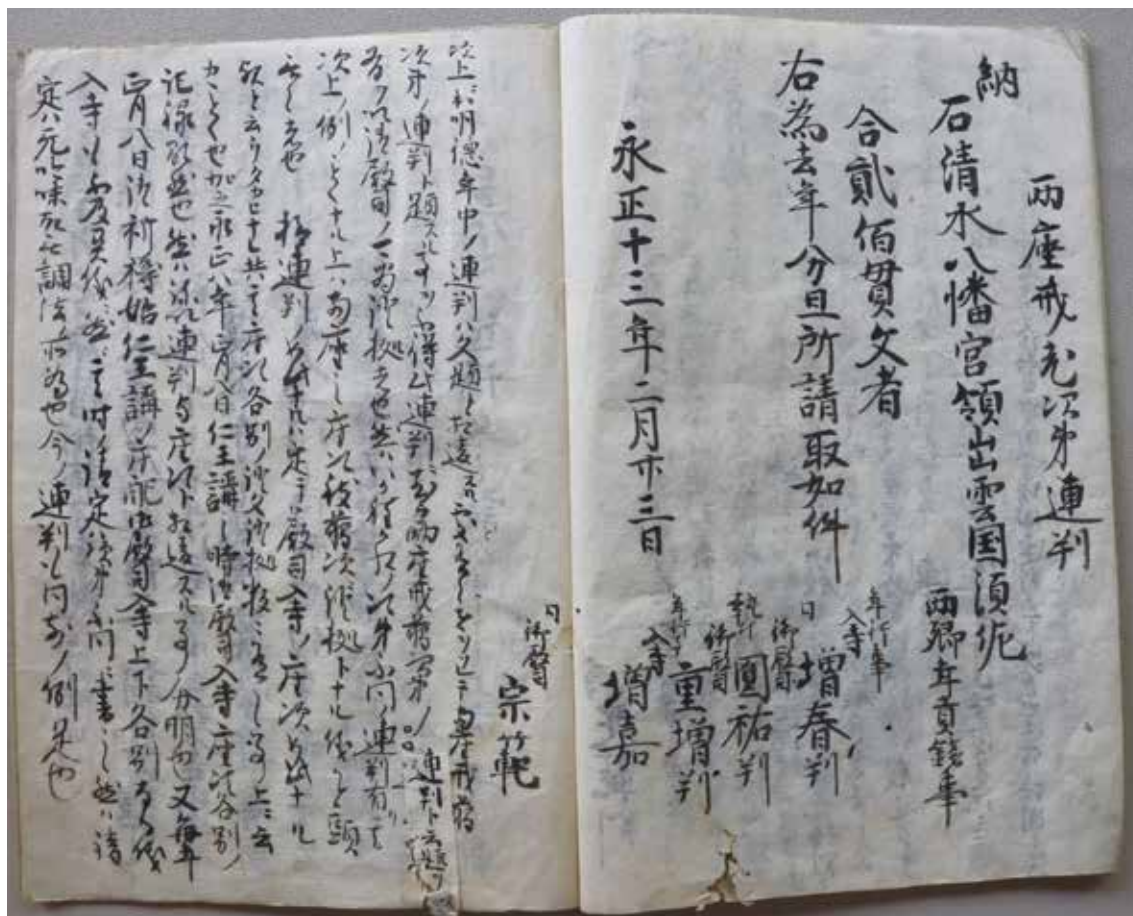




口絵【A】 石清水八幡宮入寺記録写 表紙 (石清水八幡宮文書)



口絵【B】 御殿司・入寺等連署年貢請取状写 (石清水八幡宮文書)



# 戦国時代の石清水八幡宮領荘園

— 出雲国飯石郡須佐両郷について —

鍛代 敏雄

## *Iwashimizu Hachimangu Shrine Territory Manor of the Warring States Period* — About Susa Ryogo, Iishi-gun, Izumo Province —

KITAI Toshio

キーワード：戦国時代 石清水八幡宮 荘園 出雲国須佐両郷

### 要旨

中世日本の荘園は、検地によって消滅したと一般に説明されている。石清水八幡宮領荘園の場合も、戦国期から織豊期を経て「断絶」したと江戸期の近世史料に見える。しかし、本文で後述するように、中世から近世へと連続する遠隔地の石清水八幡宮領が存在したことは事実である。本稿では、戦国・織豊期に見える石清水八幡宮領を俯瞰し、はじめて紹介するところの「石清水八幡宮入寺記録写」(未刊)の史料内容、とくに出雲国飯石郡須佐両郷の戦国期荘園の実態、ついで近世へと連続する変遷史について考察する。すなわち、これまでは史料上、14世紀前半で途切れていた出雲国須佐郷の石清水八幡宮領荘園について、16世紀の戦国期に至るまで継続して八幡宮領として保持されていた点、さらに荘園制の解体後も、近世郷村制に組み入れられた須佐郷は、石清水八幡宮領として存続し近世初期へと連続した実態を究明するものである。

なお、本研究の成果は、学芸員資格にかかわる古文書学・文化財概論・博物館資料論の講座において活用していきたいと考えている。

### Abstract

It is generally explained that manors of medieval Japan disappeared due to land inspections. In the case of the *Iwashimizu Hachimangu Shrine Domain*, it appears in early modern historical documents of the Edo period that it was “severed” from the Sengoku period through the Shokuhou period. However, as will be described later in the text, it is true that there was a remote *Iwashimizu Hachimangu Shrine* domain that continued from the Middle Ages to the early modern period. This paper takes a bird’s-eye view of the territory of *Iwashimizu Hachimangu Shrine* that can be seen in the Sengoku and Shokuhou periods, and considers the contents of the historical documents of the “*Iwashimizu Hachimangu Shrine Nyuuji Record*” (unpublished), which is introduced for the first time, especially the actual state of the Sengoku period manor in Susa Ryogo, Iishi District, Izumo Province, and the history of the transition that has continued into the early modern period. In other words, according to historical documents, the *Iwashimizu Hachimangu Shrine* domain manor in Susago, Izumo Province, which had been interrupted in the first half of the 14th century, continued to be retained as *Hachimangu* territory until the Sengoku period in the 16th century, and even after the dissolution of the manor system, Susago, which was incorporated into the modern village system, continued as the territory of *Iwashimizu Hachimangu Shrine* and continued into the early modern period.

We would like to utilize the results of this research in courses on paleography, introduction to cultural properties, and museum materials related to curator qualifications.

### はじめに

石清水八幡宮に関する荘園史研究は、東大寺や東寺などの寺領荘園の研究に較べて立ち遅れている。すでに拙稿で触れたとおり<sup>(1)</sup>、石清水領荘園は『国史大辞典』(吉川弘文

館、1979年)「石清水八幡宮領」の「社領」(竹内理三氏執筆)に一覧表としてまとめられているけれども、陸奥国岩城郡好嶋庄(福島県いわき市)の記述はない。昭和10年(1935)

に石清水八幡宮社務所が発行した『石清水八幡宮史』(第5輯、165頁)には、東京大学史料編纂所架蔵影写本「飯野八幡社古文書」6点(直接関連する史料は5点)が収載され、同14年の同書首巻には善法寺坊領(これは誤認。正しくは社務領)として「陸奥国 好嶋庄」と見える(92頁)。したがって、陸奥国内における「石清水八幡宮領」の存在は、戦前に確認されていたのである。また、上記の辞典では、石清水八幡宮の別宮および別宮領に関しては、注記のとおり省略されている。けれども、かつて報告したように、南北朝期までに約70ヵ所の別宮が確かめられるのである<sup>(2)</sup>。

ところで、石清水八幡宮領荘園にたいする、江戸時代前期の表象(感覚的な心象)を知り得る好個の史料がある。寛文4年(1664)7月10日付けで寺社奉行に宛てた石清水八幡宮社務中の口上控(『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書』「菊大路家文書」〈以下「菊」と略〉6-445号)の当該箇所を抄出しておきたい。

石清水八幡宮遷宮儀式之事、御造宮御修復ニより、軽重有之否と御尋ニ付、(中略)私として加小破修理、是ヲ一日之御修理と申候、其後、信長公秀吉公ノ為御計、右庄園致断絶候、

ここに「検地」とは書かれていないけれども、信長・秀吉の「御計」と見えるように、検地によって石清水八幡宮領荘園は「断絶」、本社(社務所)の修理・造営・遷宮も叶わないと、江戸幕府に訴えている。文字どおり捉えれば、織豊期に所領荘園は消滅したと主張していることになる。しかし、中世から近世へと連続する隔地の石清水八幡宮領(知行地)の存在を見逃すわけにはいかない。

本拙稿では、主に戦国・織豊期に見える石清水八幡宮領(宮寺領・別宮領、田中・善法寺両家などの社務(祠官)家領、堂塔・坊舎の所領、坊人・神主・神人などの荘園・諸職などの知行地)を把握する。そして新しい研究史を踏まえ、新出史料「石清水八幡宮入寺記録写」の内容を分析した上で、出雲国飯石郡須佐両郷(本文では須佐郷とも称す)の戦国期荘園の実態、さらに近世への展開といった、所領(知行地)の変遷史について考察する。戦国期から江戸前期、すなわち中近世移行期における、荘園経済から信仰経済への転換といった観点からも究明してみたい。

## I 戦国・織豊・江戸初期の石清水八幡宮領

まず、応仁元年(1467)から慶長5年(1600)の石清水八幡宮領に関する史料の特質を俯瞰しておきたい。応仁・文明の大乱から関ヶ原合戦頃に至るまでの時期において、『大

日本古文書 家分け第四 石清水文書』(一～六、「田中家文書」は以下「田中」と略)を中心に確かめられた史料について列挙する。便宜上、当該時期の初見年代から早い順に掲示し、史料用語の抽出および文書概要を抄述した。なお刊本の史料番号は省略した。

### 【石清水八幡宮領一覧表】

#### A) 庄名のあるもの

- ①丹波国柏原庄：文明元年(1469)「禁制」「軍勢甲乙人等乱入狼藉」・天文2年(1533)「算用状」
- ②備中国水内庄：文明3年「公用」(所務職)「契約」・文明5年・文亀元年(1501)「本主方公用」「契約」・永正14年(1517)「押領」「違乱」「半済」・大永2年(1522)「御神領代官職」・天文21年(1552)甲清讓状→長清・永禄9年(1566)「御公物」「上着」
- ③山城国御牧庄：文明6年「寄進」
- ④播磨国松原庄：文明9年「算用状」・永正9年「押妨」直務安堵
- ⑤越中国徳満庄：文明11年「寄進」
- ⑥丹後国佐野庄：文明11年「所々勘定」「過上分立用」・明応8年(1499)「年貢勘定状」・文亀2年「当知行」雑掌・文亀3年御神楽料巫女衆人訴訟により雑掌「下行」の裁許・永正7年別宮庄内善法寺雑掌重支状
- ⑦因幡国宇治蒲生庄：文明12年「為社領被返付蒲生」(代官請負)
- ⑧長門国大福庄：文明13年「代官年貢令無沙汰」
- ⑨河内国大交野南庄：文明15年「納所職」請文「新開」「百姓付テ御年貢可進」・永禄4年「大交野庄」年貢半分を御殿司座中へ
- ⑩摂津国木代庄：文明18年「御年貢米算用状」「預所」・永正3年朝川寺住持職・永正12年年貢・指出等注進状・永正16年・永正17年「勘定状」「過上定」・享禄4年(1531)「神領無紛」雑掌に「返付」
- ⑪美濃国明智上下庄：長享元年(1487)「当知行」
- ⑫阿波国萱嶋庄：延徳2年(1490)「守護押領」「替地」「摂津中嶋内賀嶋庄」「当知行」・延徳3年・明応6年
- ⑬丹波国質美庄：文亀2年「納下注文」「上米」・天文6年「当知行」
- ⑭丹後国黒戸庄：文亀3年「当知行」「違乱」「競望」停止・文亀4年「守護被官」「違乱」
- ⑮加賀国能美三ヶ庄：文亀4年「守護不入」・永禄12年「錯乱」「兵糧米下間丹後法印押領」
- ⑯摂津国賀嶋庄：(延徳2年)「替地」・永正2年「年貢難渋」「譴責」「勘落」「代官」・永正3年「替地」「当知行」・永正8年「社

- 家当知行」・永正9年「萱嶋替」
- ⑰備後国佐井田庄：永正4年代官契約・（年未詳）森元源左衛門尉宛て橋本坊玄紹書状「竹院主種々御馳走」・永禄4年年貢契約状（最勝院重雅＝松本坊）・永禄5年橋本坊春誉宛て代官契約・（元龜4年カ）鶴原長門守（楠葉土倉・割符屋）宛て橋本坊春誉書状（公用返礼）・（年未詳）同書状（公用未納の始末を交渉）
- ⑱美作国梶並庄：永正8年「社務專領」（直務）
- ⑲播磨国舟曳庄：永正10年・永正12年・永正13年「公用算用状」
- ⑳丹波国北庄：永正16年「代官職」
- ㉑山城国下三栖庄：大永元年地頭年貢「算用状」
- ㉒摂津国淡路庄：享禄4年「代官職」から「直務」へ
- ㉓播磨国今福庄：享禄4年「代官職」預け状
- ㉔山城国西岡西八条西庄：永正元年「守護不入」半済免除地、守護代違乱の排除、天文3年年貢難渋・社家代官
- ㉕山城国綺庄：天文15年寄進
- ㉖土佐国夜須庄：天文20年「国念劇」「無社納」公用半分
- ㉗摂津国三津寺庄：天文21年甲清讓状→長清
- ㉘丹波国上高津庄：永禄8年代官職請文・「如意別宮」（「康親卿記」）
- ㉙河内国星田庄：永禄12年御殿司神訴言上状（内殿日御供料所・安見右近領知）・天正12年秀吉「御供米」120石を善法律寺に寄附
- ⑳信濃国小谷庄：天正6年「新寄進」「神領指出帳」
- B) 郷名のあるもの
- ①山城国狭山郷：応仁2年（1468）「神人等殺害」「全所務」（田中）名主・沙汰人中に年貢催促・文明元年「田中坊知行分」「競望」停止・永正8年「代官職」10ヶ年季・天文2年冬銭分算用・夏麦算用・「代官職」・天文6年公用請取・天文10年代官職・元龜元年・元龜2年神領安堵・元龜3年「禁裏様依御祈祷所」信長領知朱印状・天正3年（1575）信長領知朱印状・天正12年太閤検地（田中坊知行）・天正17年「代官職」今中違乱停止「公方様御誕生日為御祈祷料所」、10月19日より「御検地」「御奉行衆」へ「一礼」「指出」「狭山八幡分」田中殿「最前指出無之付」秀吉「渡間敷由被仰出」（浅野長吉書状写）
- ②山城国美豆郷：文明2年「境内四郷中」年貢免除・天文14年「下司職改替」
- ③山城国河口郷：同上・元龜4年禁制
- ④山城国野尻郷：文明2年大内政弘寄進
- ⑤近江国岸本郷：文明3年幕府「下地」を「社家雑掌」に渡付
- ⑥備中国櫛代郷：文明5年幕府「平等王院知行分」を善法寺享清に安堵
- ⑦山城国坊池郷：文明6年大内政弘寄進「野尻郷代」
- ⑧長門国吉見郷：文明13年「代官」停止、「社家雑掌」に「去渡」
- ⑨河内国楠葉郷：長享元年・明応3年（義澄元服・將軍宣下の寄進「神領楠葉郷内」伝宗寺領を善法寺興清が「望申」〈参考「御元服聞書」『古文書研究』94号〉）・永正4年「公方様御判始御寄進地」伝宗寺領・大永7年「文明十一年以来為御寄附地」・天文6年「灯油料所」「紀氏北向跡」中間狼藉・俗別当「給御下知」・六角定頼「返付」
- ⑩越前国横越郷：文龜元年「本地供護摩料所当知行」善法寺今磨に安堵
- ⑪山城国際目郷：文龜2年「当知行」善法寺雑掌「全領知」
- ⑫加賀国山上郷：文龜4年「守護不入」「課役」免除・天文15年「御公用」「勘定」（「三ヶ庄」）・永禄12年「為兵糧米下間丹後法印押領」
- ⑬河内国私部郷：永正15年「造営要脚」地下人「社家之使」に狼藉・大永8年郷内光通寺領去年「寄附」
- ⑭山城国淀郷：大永元年藤岡跡職散在田島「領知」善法寺に安堵・大永5年「遷宮御馬添神人役」宮寺政所下文・大永7年「先<sup>(義稱)</sup>御代御判始地」「藤岡与三跡職」
- ⑮河内国若江西郷：天文6年長曾禰朝拜田「当知行」善法寺に安堵
- ⑯山城国生津郷：永禄12年「公用」「質券」「代官」訴訟、天正2年明智光秀、善法寺領の直務安堵
- ⑰信濃国八幡郷・桑原郷・小谷之郷・小川之郷：慶長3年（1598）「去年」まで懈怠なく「社納」（善法寺領）
- C) 保名のあるもの
- ①丹波国二箇保：文明11年・明応7年・明応9年・文龜3年「御年貢」勘定、文龜4年「違乱」「社家弥全領知」「神用」
- ②丹波国益富保：同上
- ③播磨国福田保：文龜2年「米所々納下注文」・永正9年「福田保南条御代官職申請」
- ④越前国稻吉保：大永2年「神領」「神役等及退転」田中雑掌「返付」目安
- D) 「散在」表記のあるもの<sup>(3)</sup>
- ①因幡国宇治蒲生庄内跡職久元名散在：文明12年「社領」（善法寺）安堵、代官に返付
- ②山城国淀郷跡職散在田島：大永元年（B-⑭）
- ③河内国交野散在三屋郷号牧方寺：天文6年「当知行」善法寺に安堵
- ④摂津国溝杭村内本領所々散在田島：天文14年「当知行」（田中）安堵・天文21年「溝杭庄」

⑤山城国西岡散在：(永禄年間ヵ)「御公用」田中門跡から松永久秀に依頼

E)「別宮」表記のあるもの

①伯耆国山田別宮：文明6年「当知行」善法寺家「直務」・永正3年「有名無実」「御下知」「当知行」「直務」・永正5年「当知行」「有名無実」・大永2年「年貢」「社納」

②丹後国佐野別宮(A-⑥)：永正7年善法寺家と楽人の相論「神楽用途」「下行物減少」「応仁乱」以来「五千貫未進」

③筑前国宇美宮：石清水護国寺領檢校職・神領は田中家進止領分、大永2年宇美社務房秀目安言上(守護大内氏へ社務職安堵の訴訟)

④筑前国宮崎宮：文明6年所務職補任、大永6年代官職契約、天文17年「算用状」、天文20年田中教清、宮崎宮社務職として遷宮につき下向<sup>(4)</sup>

<補注>

\*未刊の未調査文書は含まれていない。

\*宇美宮領・宮崎領の諸荘園の表記は省略した。

\*石清水八幡宮境内郷町「八幡庄」内の朱印地(天正17年秀吉朱印状・慶長5年家康朱印状など)は省略した。

そこで、戦国期における八幡宮領荘園の残存状況・分布状況の概要を確認しておきたい。ここでは庄・郷・保・散在・別宮に類別したが、国別・地域別に数量を統合する(一部『石清水八幡宮史』所収文書を追加)。

**【地域別一覧表】**

a 畿内：山城12、河内6、摂津5	小計 23
b 東海道：遠江1	小計 1
c 東山道：近江2、美濃2、信濃4	小計 8
d 北陸道：越前2、加賀2、越中1	小計 5
e 山陰道：丹波6、丹後2、因幡2、伯耆1	小計 11
f 山陽道：播磨3、美作1、備中2、備後1、長門4	小計 11
g 南海道：紀伊1、阿波1、土佐1	小計 3
h 西海道：筑前2	小計 2
	総計 64

はじめに触れたように、かつて竹内理三氏は辞典のなかで石清水八幡宮領荘園の一覧表を作成し、「鎌倉・室町時代の宮寺坊領は四百余ヵ所」(『国史大辞典』第1巻、吉川弘文館、1979年)と指摘された。石清水八幡宮所蔵史料に管見できる荘園諸職は含まれているけれども、相伝されなかった社務(祠官)家の文書はほとんど探究されておらず、竹内氏の一覧表では別宮および別宮領が省略されているので、その実数は未詳といわざるを得ない。仮に竹内氏のいわれる約400ヵ所とみなせば、応仁の乱以降の石清水八幡宮領荘園は史料上64ヵ所確認できるので、約16%が残存したか、

または戦国期にあらたに創出されたものといえる。畿内の膝下荘園(約40%)をはじめ、西国に多く残っており、東国については後述する信濃国に認められる。16世紀以降に管見できる八幡宮領は44ヵ所(約23%減)、さらに織豊期には「八幡庄」を除くと5ヵ所(約91%減)となり、戦国期から織豊期への急激な所領の減少は間違いない。やはり、検地と知行制による戦国期荘園の解体は否めない。

しかし、戦国・織豊・近世前期の寄進および新寄進(まったく新たに寄進をすること。かつての由緒・結縁に基づいてあらためて寄進して再興することを含む)をはじめとし、かかる中近世移行期をまたいで連続した石清水八幡宮領(知行地)が存在した点は下記のとおりである。

ついで上記の史料内容を類別し列挙してみよう。

**【内容別一覧表】**

- a 新寄進：A-③⑤⑦⑭⑮⑲⑳㉑㉒㉓、B-④⑦⑨⑬
- b 代官請：A-②⑦⑧⑨⑩⑬⑭⑮⑲⑳㉑㉒㉓、B-①⑧⑬、C-③、D-①、E-④
- c 直務：A-④⑥⑭⑮⑲㉑、B-⑤⑧⑨⑬、C-①②③、E-①
- d 当知行：A-⑥⑩⑬⑭⑮⑲、B-⑩⑪⑬、D-③④、E-①
- e 年貢・諸役免除：B-②⑩、D-⑤
- f 守護不入：A-⑮㉑、B-⑫
- g 勘定・算用・注文：A-①④⑥⑩⑬⑲⑳㉑、B-①⑫、C-①③、E-④
- h その他(替地・半済・押領・違乱・禁制・下行・競・勘落・譲与など)：A-①②⑥⑫⑬⑭⑮⑲⑳㉑、B-⑬⑭⑯⑰、C-②③、D-②、E-②

兵糧料所としての押領に代表されるように、各地の八幡宮領は、武家勢力に浸食された。また自然災害を理由とした代官請負の遅滞や守護不入地にたいする半済などの諸役賦課といった武家方の違乱が留意される。とくに戦国期の室町幕府奉行人連署奉書によれば、代官罷免、雑掌による直務、当知行の安堵といった所領の保安策が目立っている。

また、史料上、戦国期に初見できる石清水八幡宮領も少ない。上記の【石清水八幡宮領一覧表】から抽出すると、A-⑤⑦⑮⑲⑳㉑㉒㉓、B-①④⑤⑥⑦⑨⑩⑬⑭⑮⑰、C-①②、D-①③、以上23ヵ所に及ぶ。確認できる64ヵ所の約36%にあたる。この点の詳細に関しては、個別に検討する必要があるとおもわれるが、単に史料の残存状況の問題と即断するわけにはいかない。後述するように、たとえば、朝廷や将軍家・大家など権力側の祈祷・所願などの崇敬にかかわる場合や、在地領主による代官職の獲得および荘園の村落間相論などの地域の事情などによって、あらたに石清水八幡宮領が創出された点を看過してはならない。

史料上、あらたな寄進（新寄進）として確認できる所領は、上記の【内容別一覧表】によれば、12ヶ所である。たとえば、明応3年（1494）足利義澄の河内国楠葉郷（「菊」6-663頁、管領細川政元施行状案）、永正6年丹波国高津庄（後述）、大永元年（1521）義晴の山城国淀郷内關所（「菊」6-171号）、天文15年（1546）義輝の山城国綺庄（「菊」6-172号）、天正6年信濃国小谷郷（後述）、信長・秀吉による山城国狭山郷の田中家宛て領知朱印状（「田中」3-1258号、同1154号、同1155号、同1176号〈天正12年検地〉）、天正12年秀吉の寄附地・河内国星田庄などが確かめられる。【石清水八幡宮領一覧表】では割愛したが天正17年の八幡庄内の秀吉領知朱印状、慶長5年の同じく家康領知朱印状を含めて、織豊期以降も継続した石清水八幡宮領内の知行地ないしは寄進地は相当数にのぼる。たとえば、慶長8年（1603）池田照直が石清水社僧・中坊の檀那となり備前国伊福村内の「灯明領」60石を永代寄進、元和元年（1615）池田忠雄、寛永11年（1634）池田光政が代替安堵の寄進状を発給しており（「菊」6-702～3頁）、名目上も含めて、新寄進による知行地が確認できる。

さらに年貢の収取にかかわる戦国・織豊期、江戸初期の算用状などが残っていることは注意を要する。ちなみに15世紀の算用状・勘定状は、たとえば、山城国狭山郷・摂津国木代庄・丹波国佐野庄・同国二箇保・播磨国松原庄・同国福田保、同じく16世紀には、山城国狭山郷・同国下三栖庄・摂津国木代庄・加賀国山上郷・丹波国質美庄・同国柏原庄・播磨国舟曳庄・同国福田保・信濃国小谷庄などが確かめられる。戦乱や押領により不安定ながらも、収取体系が維持され機能していたと見なされる石清水八幡宮領は少なくない。

戦国末期の年貢収取について、丹波国上高津庄に関する永禄8年（1565）代官職請文案（「田中」1-299号）を参考に探っておきたい。『康親卿記』（『歴代残闕日記』第22巻）所収の永正6年7月28日付け田中清若宛て後柏原天皇輪旨案に「石清水八幡宮末社丹波国何鹿郡内高津庄如意別当事、被遂造榮云々（中略）仍御神躰之儀任本社之旧例可令奉遷者」（高津八幡宮）と見える。『日本歴史地名大系26 京都府の地名』（平凡社、1981年）では石清水八幡宮領と想定し、なお未詳と記されている。だが、同辞典でも指摘されているように、貞永元年（1223）頃の石清水八幡宮文書目録（『鎌倉遺文』4430号、「石清水宮聖御筭事」〈「桐」2-13〉宗清の紙背文書目録）治安3年（1023）10月5日付けの「宮寺判申庄園別記事」に丹波国の「如意」と見える。石清水八幡宮所蔵文書においては、高津庄の別宮にかかわる史料は他に管見することはできない。けれども、かつて別宮と

して支配されていた荘園が、戦国期にいたってあらたに勧請され、別宮造営とともに公用年貢が確定されたところの、新寄進の事例と見なされる。本請文案の事書に「石清水八幡宮領上高津庄代官職」と表記されており、この時期、田中門跡家の石清水領荘園であった点は明らかである。代官の差出人署判（土豪・大槻ヶ）は略されているが、宛所には田中家政所の片岡治部丞（俊秀）が書かれており、現地の代官某が、代官請負契約の請状を書いて、片岡に提出したものである。契約条項によれば、公用年貢は代官から上使（片岡ヶ）に納めること、「油」の現物上納と公事役については、上使の直務支配のうえ収取するとの内容であった。上使は祠官家雑掌や、後述するように境内の坊人が請け負う場合があった。代官については、現地代官と石清水膝下の境内神人・森元や隣接の楠葉郷の鶴原らの土倉が務める場合もあった。かれら有徳人は、遠隔地とのあいだで為替を取り組み、公用分を京着させる金融業者である<sup>(5)</sup>。

## II 近年の参考文献

中近世移行期における石清水八幡宮領に関する近年の研究成果としては、その1に、東寺領荘園との対抗により新寄進された京郊荘園を論じた比企貴之氏の論文<sup>(6)</sup>がある。石清水八幡宮領の山城国紀伊郡西八条西庄は、石清水祠官家（社務検校職に就いて宮寺を統括する官僧の社家）の善法寺家が本所となり、15世紀末から16世初頭、隣接する東寺領荘園とのあいだで用水相論を繰り返した荘園である。初見は、長禄3年（1459）、將軍家御師職の善法寺家・阿子丸（のち享清）にたいする管領・細川勝元施行状（「菊」6-407号）である。享清は検校・重清の子息で、家督は重清の跡を、透清―見清―享清の三兄弟が継いだ。山城守護・政所執事の伊勢貞陸の女子が、享清の嫡男・興清に嫁ぎ、善法寺家は、興清―充清―掌清―堯清と継承された。充清・掌清・堯清は貞陸の女子を母とする同母兄弟で、興清以降、いずれも社務検校職に就いている<sup>(7)</sup>。かつて述べたとおり、文安6年（1449）、室町殿・義成（のち義政）の家族や細川氏一門にたいする、善法寺家による家督をめぐる贈答儀礼などから、將軍家・幕府との親密さが推し測られる（「文安六年記」『石清水八幡宮社家文書』所収）。また、比企氏が指摘するように、明応年間（1492～1501）の相論に関し登場する西庄公文・福地光長は、明応の政変後に山城国守護職に就いた伊勢貞陸の被官で、その後も、善法寺家の社家代官であった可能性がある。永正元年（1504）10月7日付け善法寺雑掌宛て室町幕府奉行人連署奉書（「菊」6-

218号)によれば、「石清水八幡宮領山城国西岡西八条」は「守護不入之地」の半済免除地として、山城国下郡守護代・香西元長の違乱を排除している。さらに、大永7年(1527)2月12日付け伊郡惣中の惣国一揆掟書(「大永七年雜記」『石清水八幡宮社家文書』所収)や、塔森衆ら山城国衆が石清水八幡宮に万灯を奉じ一味神水したこと(『実隆公記』同年4月29日条)などを勘案すれば<sup>(8)</sup>、おそらく西庄の在地領主・名主沙汰人らが善法寺を本所となし、隣接する東寺領荘園に抗するところの領主間交渉を引き出し、守護不入地による半済などの免税特権、および幕府・守護方の裁許を有利に導くことを企図して、石清水八幡宮領荘園が新寄進という形態であらためて創出されたと考えられるのである。

その2は、信濃国更級郡の石清水八幡宮領小谷庄に関し、戦国期東国の荘園や名が消滅したとする先行研究への批判的な研究として、戦国・織豊期における荘園制度史の展開を探究した井原今朝男氏の論文<sup>(9)</sup>が注視される。留意点を要約すれば、戦国大名武田領国下の小谷庄では、本所・石清水八幡宮の社務(祠官)家・善法寺家が、蔵坊(境内山上衆の坊人：神宮寺の護国寺・極楽寺の供僧、仏神事を勤行する社僧)を新寄進の現地に代官として派遣した。武田勝頼の保証を得た上で、名請人や年貢負担額が設定され、荘園制的な秩序が構築された。織田信長政権が倒れたあと、上杉領国へと編入され、上杉景勝は末社の八幡宮別当・神主職および所領を家臣に知行地として安堵、また本所・善法寺家の直轄地(「八幡料所」)も大名御料所とあわせて包含させた。したがって、年貢分はいったん御蔵へ上納され、上杉氏が定めた本所年貢分は御蔵から京上された。文禄4年(1592)の太閤検地の実施により、小谷庄は停廢、村切で入組八幡村に編成され、本所・善法寺の權益と現地荘官の得分は村高の10分の1に削減、石清水八幡宮と更級八幡宮の年貢得分122石余となる。上杉時代から半減したけれども、豊臣政権下でも保証され京上が維持された。以上、井原氏は、戦国・織豊期において荘園領主の財産権が制度的に保障されていたことを明らかにした。

小谷庄は貞治4年(1365)2月3日付けの鎌倉公方足利基氏宛て將軍義詮書状(「菊」6-123号)に「尚清法印遺領」と記され、將軍家「譜代御師」の善法寺(入江と号す)了清に安堵する旨が書かれている。鎌倉以来、善法寺家を本所とする荘園であったが、その後の収取関係は不明である。くだって、かつて拙稿<sup>(10)</sup>で触れたように、武田信玄は善法寺とのあいだに師檀契約を取り結んでいた。井原氏の指摘のとおり、信玄は小谷庄の荘官職補任権を掌握していた。信玄死後の天正6年(1578)、武田勝頼の公認のもと、家臣

の某氏による石清水への新寄進がなされ、石清水宮寺境内の坊人・蔵坊が代官として下向して指出帳(「菊」6-291号、284号)を作成し、算用状を記し、所領経営を担ったのである。

### Ⅲ 出雲国飯石郡須佐両郷の新出史料

口絵【A】に掲載した「石清水八幡宮入寺記録写」(以下、本史料と略記)は、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の「田中家文書」(『続石清水八幡宮史料叢書』〈以下『続叢』と略〉2「栗」12)内の未刊史料である。法量は縦24・2cm、横16・5cmで、形態は袋綴の冊子、紙数十枚、料紙には楮紙が使用されている。口絵【A】のとおり、表紙に「石清水八幡宮入寺記録写」「横坊」の墨書、また「栗色一之箱」と追筆(田中敬清筆々)され、表題右肩に近代の「田中門蹟文庫」の長方形朱印(縦4.2cm 横2.0cm)が捺され、なお「栗函12」と鉛筆で書かれた近代の附箋がつけられている。

本史料は、祭祀・祭礼の勤仕役である御殿司と入寺との座次をめぐる、とくに入寺側が提示した証文に関する相論の覚書である。外題のとおり、もとは近世の入寺職に専任された横坊に残された記録である。なかでも、興味深いところは、入寺側が証文として掲出した連判状にかかわって、「連判与座次ト相違スル事分明也」(8丁目表)と書かれており、御殿司・入寺が年藤順に署名・連判したこと、祭儀の座次は異なることが強調されている点にある。

本史料の内容は近世の座次相論の際の記録だが、年次を想定するため、正徳4年(1714)12月19日付け山中衆徒中願書案(『続叢』1「杉」5-17、「田中」4-246頁、1437号)が参考になる。その本文によれば、「御殿司・入寺者、自古来致上首来候条、官位之不依有無、座席等古法之通相守」などを社務中として誓約した一社中の願文である。紙背の裏封として、検校新善法寺行清・前検校田中宗清・別当善法寺香清の連署裏書に「表書衆徒中々差出証文之写之通、社法座席等不依于官位、諸事如古法、後代迄為無雜乱之証文、当務江取置」と見える。これらを勘案すると、本史料は、この正徳の社内裁許(社務沙汰)にあたって、それ以前に提出された証文とその相論を記録した史料に違いない。

次に本史料収載の古文書を、その順序にしたがって列挙しておきたい。

〔所収古文書目録〕(掲載順)

- ①建長5年(1253)4月10日付け伊賀法橋御房宛長吏御教書写(奉者・権上座成定)
- ②安貞2年(1228)3月20日付け治部上座御坊宛長吏御教



書写（奉者・法橋昌範）

- ③応永33年（1426）12月20日付け当社諸祠官宛室町幕府  
將軍家御教書写（奉者・管領畠山道端〈満家〉）  
④明德3年（1392）11月日付け御殿司・入寺等連署注進状写  
⑤永正13年（1516）2月23日付け御殿司・入寺等連署年貢  
請取状写（口絵【B】）  
⑥正和3年（1314）8月14日付け大輔法眼御房宛長吏御教  
書写（奉者・権少僧都堯覚）

文書⑥以外は、石清水八幡宮文書の関係史料集に記載されておらず、未刊史料ということになる。⑥は、『大日本古文書』（「菊」6-408頁、299号、『統叢』3「い」-72-5）に案文が収められている。本史料に記載はないが、刊本の「端裏書」に「正和三八十四山上御殿司入寺座籍相論記」と見え、ひとしく座次の相論に関する証文であった点は明らかである。

さらに上記⑤に関し、口絵【B】に掲出した戦国期の石清水八幡宮領に関する新出史料（以下、本文書と記す）を紹介して、行論にかかわる新たな歴史情報を発信したいと考えている。

本文書の前に「<sup>(備)</sup>両座戒老次第連判」「納」とあるのは、「座籍相論」をおこした入寺側が証文として提出したことを明示したものである。御殿司と入寺の両座の臈次と連署との関係性と、この証文を提出して納めた点を記している。そこで、まず釈文を示しておきたい。

石清水八幡宮領出雲国須佐  
両郷年貢銭事  
合貳佰貫文者  
右為去年分且所請取如件  
永正十三年二月廿三日

年行事  
入寺  
判  
増春  
御殿司  
判  
圓祐  
執行  
御殿司  
判  
重増  
年行事  
入寺  
判  
増嘉  
御殿司  
判  
宗範

この内容は、石清水八幡宮領出雲国須佐両郷の永正12年度分2百貫文の年貢請取状である。出雲国須佐郷（現、出雲市佐田町須佐）について、まずは『日本歴史地名大系33巻 島根県の地名』（平凡社、1995年）を見よう。すなわち、「現

在の簸川郡佐田町から飯石郡掛合町の南部と頓原町の西部にかけて所在した国衙領。「出雲国風土記」にみえる飯石郡須佐郷と波多郷を統合するかたちで成立し」（472頁）、文永8年（1271）11月には執権北条時宗が地頭職を有した得宗領であったと書かれている。本文書においても須佐両郷と称された所以である。なお、はじめに触れた竹内氏の石清水八幡宮社領一覧表には「（郡未詳）・須佐郷・建武3年」とのみ記載があり、また国立歴史民俗博物館編『日本荘園資料集成』（吉川弘文館、1998年）には、須佐郷の登録データがない。

「須佐郷地頭職」は、足利尊氏によって石清水八幡宮に寄進された。建武4年（1337）12月12日付け石清水八幡宮宛ての尊氏寄進状（「菊」6-562頁、453号）には、「当社顕密両宗興行」のために寄進する旨が記されている。石清水は、顕教と密教の兼修の宮寺、中世では八幡大菩薩と阿弥陀如来の神仏共同体による浄土の霊地と称されていた。当時の社務検校は、善法寺家の出自、入江を号した通清である。尊氏の御師（醍醐寺系の修法を勤める祈祷師職）、姻戚関係では通清の女子・紀良子（母は順徳天皇の後胤、四辻家出身の智泉聖通、源幸子〈渋川義季の女子・義詮室〉の養女）は義詮の室、義満の生母である。また、貞和3年（1347）3月19日付け佐々木高氏宛ての室町將軍家御教書（奉者・高師直）<sup>(11)</sup>にも、「杵築大社三月頭役事、度々被仰下之処、於須佐郷者八幡領」と見え、石清水八幡宮領であるが、出雲大社の頭役勤仕役を命じられている。

先の地名辞典では、「得宗領が建武政権により没収され、南朝方に与えられていたのが、南北朝の分立のなかで尊氏により寄進されたのだろう」とされ、貞和3年以降、「石清水八幡宮の支配に関する史料はみられず、まもなくその支配は有名無実化していったと考えられる」（472頁）との指摘がある。しかし、本文書によって、はじめて戦国期における石清水八幡宮領が確認できるのである。

本文書は年貢請取状だが、祭儀や造営の基盤となる宮寺領・別宮領・社務領に関しては、社務検校が署判した請取状が荘園側の預所職に届けられる場合が主なので、正文が石清水側に残ることはほとんどない<sup>(12)</sup>。本文書については、署判者の執行職、御殿司・横坊に保存された案文の写ということになる。とすれば、戦国期には、実際に本社祭儀を勤行する御殿司・入寺から選任された、執行職を代表とする年行事職らによって、公用祭祀料の年貢が收取されていたといえる。

近世の例は、関白・近衛基熙の日記『基熙公記』元禄7年（1694）6月29日条の石清水祠官以下座次記録の覚書が参考となる<sup>(13)</sup>。山上御殿司は「御神躰深秘相承之職、必紀氏相統之」、松本坊・杉本坊・桜本坊の「右三ヶ寺譜代之職也」

とある。山上入寺の「上臈二人、内陣毎日三時勤行兼職之事、(中略)扶助御殿司勤勞也、岩本坊・横坊・橘坊・梅本坊の「右四ヶ寺譜代之職也」と見える。また山上執行職は「為神事法事之探題補之」「今時御殿司与入寺各代補之」と記されており、江戸期には御殿司・入寺から選任された仏神事の実務職であった。たとえば年欠5月18日付け浦上宗景宛ての山上執行等連署書状写(『田中』1-487頁、265号)によると、本文書に見える御殿司の桜本坊圓祐・入寺の橘坊増春、そして御殿司の杉本坊重雄<sup>(14)</sup>らが署判し、「八幡山 執行」の裏書がなされ、社務検校の田中長清が、戦国期に所見できる石清水八幡宮領備後国佐井田庄の公用年貢を催促している(『田中』1-264号)<sup>(15)</sup>。ときの執行職は不明だが(重雄の可能性が高い)、祭儀の執行とともに、社務検校が差配する本宮神領の荘園進止の所務責任者であったことがわかる<sup>(16)</sup>。

そこで、本文書の署判者を見直して、石清水御殿司職について再考しておきたい。所司社僧の坊舎の比定に関しては、ひとしく個人蔵「霊簿」(杉本坊過去帳)および同所収「御殿司相承之名簿」にしたがった。右に述べた執行職の御殿司・横坊が中央に位置するが、連署の序列からいえば、奥の年行事・御殿司・松本坊宗範<sup>(17)</sup>が藹次の座位は上で、以下、年行事・入寺岩本坊増嘉、執行・御殿司・重増、年行事・御殿司・桜本坊圓祐、年行事・入寺・橘坊増春が年臈の順であったと考えられる。

いま一つ留意すべき点は、横坊が御殿司と見えるところにある。先に『基熙公記』にしたがって述べたとおり、近世の横坊は入寺の譜代職を務めた。「御殿司相承之名簿」によれば、杉本坊・松本坊・桜本坊・南坊・峯坊・眺望坊・塔本坊・萩坊・柑子本坊・滝本坊・林坊・東坊・松坊・尾崎坊・窪坊・岩坊・横坊(重増)・梅本坊(春誉)など、御殿司にはその他の坊人が多く見受けられ、中坊も含まれていた。したがって、御殿司・入寺の「譜代之職」は近世、元禄期頃までに確定されたと考えられるのである。

ところで、備後国佐井田庄の所務にかかわった橘本坊(桜本坊とも称す)春誉のように、石清水八幡宮領荘園の代官職を買得して、公用年貢の請負を職能とした坊人も少なくない<sup>(18)</sup>。本文書の橘坊増春についても、出雲国須佐両郷の年貢収取の観点から注目しなければならない。かつて拙稿<sup>(19)</sup>で論証した点をまとめると、入寺職の橘坊は、将軍家の祈祷所であった橘本坊と同じく、幕府申次・内談衆の大館常興との贈答儀礼や師檀契約をもって結びついていた。また、出雲国富田月山を居城とする尼子晴久との間に師檀関係を結び、戦国大名を檀那として抱えていた。関連する天文年中の尼子晴久書状<sup>(20)</sup>を通覧すると、橘坊から贈られ

た巻数・香水・弓懸・五明・宇治茶などにたいし、1貫文の返礼が確かめられる。

この橘坊増春に関しては、天文7年から12年にかけて、尼五山・曇花院の所領・加賀国島田保に関し、橘坊が寄進分百石の収納の正当性を主張し、曇花院との競望が問題となっている。加賀国は本願寺が守護権を行使する本願寺領国だが、結局、幕府の裁許によって、橘坊増春は敗訴、曇花院の「理運」(勝訴の法的根拠)が証明された。すなわち、天文12年6月4日付けの幕府奉行人右筆方連署意見状案と同9日付けの曇華院殿雑掌宛ての幕府奉行人連署奉書写<sup>(21)</sup>から、提出の証文の「文書紕謬」「背理」による「八幡山橘坊増春」の敗訴が確定したのである。

これらを要するに、戦国時代、石清水八幡宮境内山上衆といわれた社僧、なかでも御殿司職・入寺職にして、本社祭祀の担当責任者である年行事や坊人の監督者である執行に補任された所司らは、祭儀の勤行および祭祀料の所務にかかわって、幕府の吏僚や戦国大名らとの師檀契約や贈答儀礼を通じて<sup>(22)</sup>、自身の職能の安全を図っていたといえよう。

いわゆる境内都市〈八幡〉の宮寺共同体は、雑掌や代官の役割を担った坊人(所司の山上衆)や殿原(社司の侍神人)、物流業者の間屋や金融業者の土倉、神物としての神領年貢を商売(「神職商売」)する有徳神人ら、これら権門神社を取り巻く商業資本的なネットワークを基盤とし、戦国期においても遠方の社領荘園諸職の管理能力を保持していた点が重要である<sup>(23)</sup>。なお、本文書の去年分「貳佰貫文」といった高額の年貢銭については、他にも事例を確認できるので、銭嵩はとくに異例なことではない<sup>(24)</sup>。

## おわりに― 中世から近世へ ―

前述の辞典『島根県の地名』の「八幡村」の項には、「山城石清水八幡宮の須佐別宮(須佐八幡宮か)があり、中世以来石清水八幡宮領であったための村名といわれる。近世には村高二一〇石のすべてが石清水八幡宮領で、のち松江藩領、さらに広瀬藩領とされたため(島根県史)、八幡宮領は松江藩領反辺村に移されたという。なお毛利氏八箇国時代分限帳に「八幡宮領、飯石郡二一〇石」と記される」(354頁)と書かれている<sup>(25)</sup>。

試みに、東京大学史料編纂所データベースの日本古文書ユニオンカタログで「須佐」を検索すると、同所架蔵の影写本には、①慶長11年9月18日付け、②同12年6月3日付け、③同13年11月10日付け、④同15年7月12日付け、⑤同16年6月19日付け、⑥同17年7月16日付け、これら「出

雲国須佐郷公用算用状」が6件確かめられる<sup>(26)</sup>。詳細は不明だが、かかる算用状は石清水八幡宮に現蔵されておらず、また『大日本古文書』においても収載されていない。ただし、刊本としては、すでに『石清水八幡宮文書 外』(筑波大学所蔵文書(下)、八木書店)において、a慶長12年(1607)6月3日付の同11年分(同150頁・「雑文書」33号)と、b同16年6月19日付の同15年分の「雲州須佐御公用算用状」(同152頁・「雑文書」34号)が掲載されている。上記②⑤の算用状と同一の写本であるので、ここではab2点から、慶長期の石清水八幡宮領(田中家知行地)を把握しておきたい。

前者aによれば、「高貳百石」と使僧の「塔坊」(藤坊・塔本坊とも呼称)が判明、後者bによれば、同じく高2百石(惣成・107石5斗4升4合)・運上銀子(1貫333両9分7厘)で、使僧・梅坊の用途を差し引いて、「当宗分」(田中家)が銀子141両4分5厘、残りは山上坊人の「転読衆」(大般若経)に配分されたことが知られる。転読を大般若経と想定した理由は、慶長3年7月吉日付け八幡宮一社中願文案(『石清水八幡宮文書 外』46頁、「石清水八幡宮文書」44号)に太閤秀吉の病氣平癒祈祷に際し、「大般若経<sup>(經)</sup>伝読」とあって、禁裏御師(祈祷)職の田中秀清が主催したと考えられるからである。したがって、須佐郷の当家分についても田中家分と見なして間違いはない。とすれば、戦国期の八幡宮領が社務(祠官)の田中家所領として近世初頭以降も保持された点が知られる。ちなみに、今回紹介した本文書の永正13年(1516)に近い年代で調べると、たとえば京都では、同16年6月の玄米1.086石は銭に換算すると1.073貫文だったことがわかる<sup>(27)</sup>。戦国期における200貫文の年貢額が、慶長期は高200石、「毛利氏八箇国時代分限帳」では210石に換算されていた。即断はできないけれども、太閤検地を経た後であっても、ほぼ同様の当知行の年貢が保証されたと想定される。

かくして、本史料「石清水八幡宮入寺記録写」(『統叢』2の栗12)の史料的な価値は、5点の新出史料を発見できたこと、なかでも本拙稿で紹介した、御殿司・入寺等連署年貢請取状写によって、14世紀前半、足利尊氏の寄進以降、途切れていた出雲国須佐両郷に関する石清水八幡宮領が、16世紀の戦国期にあって維持されていた点を究明できた。さらに太閤検地による荘園制解体後、近世村高制に組み入れられた須佐郷は、石清水八幡宮領として存続し、慶長期、江戸時代の知行地へと連続したことが新たに判明した。つまり、戦国大名尼子氏と石清水との師檀関係に基づいて、本所石清水八幡宮への京上年貢が戦国期以降も維持されていた<sup>(28)</sup>。太閤検地によって村高に組み込まれて、当知行(本

所=田中家年貢分)の安堵が政策的に継続され<sup>(29)</sup>、八幡境内の坊人が使者として年貢收取に関わったのである。

上記の【内容別一覧表】のなかでも、やはりaの新寄進の認知が注視される。朝廷、將軍家、大名やその家臣、在地領主・村落(名主・沙汰人)らから寄進され、石清水八幡宮領が再興およびあらためて安堵されたのである。また、dの当知行の主張は中近世移行期の石清水八幡宮領の継続を考える上で重要である。主に荘園領主側の主張だが、寄進とひとしくあらためて保証される根拠となったのである。太閤検地によって荘園は解体されたが、石清水八幡宮領は知行地(宮寺の祭祀料所・祈祷料所、社務領、田中・善法寺ら祠官家、坊人ら所司家、神主・神人職、八幡住人の領知朱印地)として安堵され、公用年貢の收取がほぼ維持されたのである。

石清水八幡宮領の場合、いうまでもなく権門神社の宗教権威を見逃してはならない。朝廷、將軍家、戦国大名や統一政権は、国家祈祷をつかさどる「本朝第二之宗廟」(『宣胤卿記』延徳元年<1489>10月16日条所収の吉田兼俱密奏案に所見)との師檀契約を結んだ。祠官家をはじめ、宮寺の祭儀を勤仕し坊舎を経営する境内社僧の坊人らは、幕府や諸藩大名とのあいだで個別に檀那関係を形成し、本社八幡大菩薩との結縁を取り次いだのである。公武につらなる権力側だけでなく、本社および坊舎から全国に頒布された護符・石清水牛玉宝印は地域社会と八幡の神仏を取り結ぶ機能を持ち、境内の坊舎は参詣者の宿坊の役割を果たした。境内にのこる夥しい数の江戸期の石灯籠は、主に坊名と商人らの檀那名が刻まれており、近世の八幡信仰をいまに伝えている。また、徳川家康が境内都市<八幡>の検地を免除して支援した石清水安居会は、朝廷祭祀の放生会や臨時祭に先駆けて再興された。元禄時代、井原西鶴の『日本永代蔵』(巻6第4)からも、安居頭役の御利益や祭儀の高い認知度がうかがい知られるように、八幡信仰の裾野は確実に広がっていったのである<sup>(30)</sup>。

「庄・郷・保」という中世的な所領体系の枠組は、惣荘単位での不入権と免税権、それら諸特権に関する公権力への訴訟ルートの確保、および大名知行制にたいする国衆(在地領主層)らの自立的な対抗など、戦国期においても荘園は存続したとする見解がある。たしかに荘園領主の支配権が喪失したからといって荘園が消失したとはいえない<sup>(31)</sup>。石清水八幡宮領の場合、荘園領主権限の縮小化は否めないが、戦国期においてもいまだ所領が保持され、また戦国期に新寄進されて新たな所領が創出された点など、石清水八幡宮を荘園領主として推戴する地域の側の論理を見逃すわ

けにはいかない。戦国大名領国における荘園は、在地領主制を基盤として荘園制下の加地子取得権を否定し、大名知行制に組み込まれていった。その一方で、大名や国衆から祈禱力が認知され、石清水八幡宮に知行地の寄進がなされた。それは石清水八幡宮の権門神社としての役割と機能を期待されたからであった。

応仁・文明の乱以降、畿内の「天下」を治める室町殿の將軍権力は、寺社本所領の当知行安堵の政策を継続し、石清水八幡宮領の守護不入と諸役免除を保証した（「菊」6-114号など）。【地域別一覧表】で指摘したとおり、畿内の膝下荘園が約40%を占めていた。そして、【内容別一覧表】のhに押領や違乱が見えるように、戦国期に八幡宮領が浸食されていたことは事実だが、年貢収取に限れば、荘園制が維持されていた面も認められる。しかし、織豊期に至って、荘園史料は急激に消えてしまうので、やはり荘園領主としての年貢収取権限の解体は進行したといえよう。

近世へと確実に連続する重要な石清水膝下の「八幡庄」の場合は、永禄5年（1562）5月、室町幕府奉行人連署奉書で、八幡境内四郷中居住者の諸役免除が再認され（『久我家文書』833号）、同7年12月に冬安居の催行されたことが確かめられる（「大堂供宝樹頭差定文」『皇学館大学所蔵の中世文書』）。秀吉政権は、天正12年（1584）からの検地によって境内都市〈八幡〉を直轄都市に組み込んだと考えられる。石清水本社の「本知行物成」が秀吉馬廻・八嶋増行から支給される旨、秀吉奉行の浅野長政と境内山上衆の滝本坊（豊臣家との取次坊）との契約が認められる<sup>(32)</sup>。この点は、先述した井原氏の論文による信濃国小谷庄の場合をはじめ、本拙稿の出雲国須佐郷と同様、検地によっていったん蔵入地に編入された上で、この時期の領主としての財産権が保障されたものと見なされる。だが、不入権の否定と地子の徴収に抗した安居頭役を奉仕する社司身分（侍・殿原）の神人衆は、武家祭祀の安居会を停止した。

ところが、境内都市〈八幡〉側は、秀吉の検地帳を集成して、慶長5年（1600）5月23日付けの「八幡山上山下知行高帳」（『石清水八幡宮史』第6輯）を作成、社家（祠官）中から家康方に提出された。関ヶ原合戦の直前、5月25日付けで、祠官家をはじめ山下町中の寺庵・神人・百姓ら住人にいたるまで、家康は、361通におよぶ当知行安堵の朱印状を発給したと伝えられる（石清水八幡宮所蔵「石清水尋源抄」「石清水八幡宮本頭社司覚書」）。

慶長15年には5ヶ条の朱印条目を、田中・善法寺・新善法寺・壇の祠官4氏（社家中）宛てに発令し、「八幡八郷」の検地免許と、秀吉に排除された「守護不入」（文書使用例

は史上最後か）を復権し、「山上山下法度」（社法）を優先する石清水八幡宮寺の運営と、安居会における懇ろな「天下安全」祈禱を命じたのである。室町幕府・足利將軍の権威を継承する、源氏長者に就く家康が、室町將軍が主催した武家祭祀・安居大会を復興したことの政治儀礼的な意味は大きい。境内都市〈八幡〉にたいする守護不入や検地免除の格別な特権については、かかる政治的な背景を看過してはならない。

いわば近世の中の中世のごとき権益だが、石清水八幡宮寺の実態としては、知行制に裏打ちされた新たな寺社権門への変態ないしは脱皮と見なされる。さらに中近世移行期における、多くの師檀契約に顕著のように<sup>(33)</sup>、宗教的な関係性を強化・拡張させながら財政的な基盤を形成していった。神仏の霊場といった宗教的な権威を前面に打ち出し、公武の権力者から庶民にいたるまでの師檀関係に基づいたところの、いわば信仰経済への歴史的な転換について、評価すべきである<sup>(34)</sup>。

#### 〔付記〕

本稿は、石清水八幡宮研究所における調査・研究の成果である。関係各位には深謝申し上げる。

#### 註

- (1) 拙稿「石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好嶋庄―飯野家文書の再検討―」（『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』11号、2020年）。なお、同論文57頁の「暦応4年の④」、60頁註(1)の「表I-④」はともに「⑤」に訂正する。
- (2) 拙稿「第一章 石清水八幡宮の歴史」（『石清水八幡宮 本社調査報告書』石清水八幡宮発行、2014年、13～14頁）、拙著『八幡さんの正体』洋泉社、2018年、109頁
- (3) 「散在」の例として、石清水八幡宮所蔵「公文所 上野家文書」内の「西岡散在納帳」（未刊・「樞」-4、天文3年〈1534〉10月吉日）を紹介しておきたい。そこには「古川分」「赤井分」「落合分」「志水分」「菱川分」「久我分」「土川分」「大藪分」「上野分」「鶏冠井分」「神足分」「勝龍寺分」「山崎御供田分」と、主に西岡の国衆・土豪の所領が地域ごとに地名と年貢高、作人などが記述されており、特定地域の年貢分が多数の請負人によって収納されていたことがわかる。
- (4) 別宮と見なされる関係史料には、宇美宮（「田中」2-383頁・大永2年）、宮崎宮（「田中」2-239頁、259頁、270頁、271頁、304頁、306頁、322頁、336頁、340頁、349頁、383頁）などがある。宮崎宮に関しては、拙稿「戦国時代の古文書修理」（『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』13号、2022年）の田中奏清の実績を参照されたい。
- (5) 拙著①『中世後期の寺社と経済』第1章（思文閣出版、1999年）、同②『戦国期の石清水と本願寺』第1・2章（法蔵館、2008年）
- (6) 「山城国守護伊勢貞陸と戦国期の京郊荘園―福地光長の代官請負からみる―」（京都府立総合資料館『資料館紀要』43号、2015年）
- (7) 「祠官家系図（善法寺）」（『石清水八幡宮史』首巻、石清水

- 八幡宮社務所発行、1939年、系図64頁)
- (8) 「解題」『石清水八幡宮社家文書』八木書店、2009年、237頁、242頁)。なお、大永5年12月29日付け室町幕府奉行人連署奉書(『久我家文書』498号)の宛所に「塔森諸侍中」とあり、久我庄と鳥羽庄(西園寺家領)との境界相論に関し、勝示のごとくの知行と、新関・河渡の諸権利が保障されている。
- (9) 「戦国織豊期の東国荘園領主について―石清水八幡宮領信濃國小谷庄(更科郡八幡宮領)の事例―」(『武田氏研究』66号、2022年)
- (10) 拙稿「石清水八幡宮の牛玉宝印に関する一考察」(『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』8号、2017年)。なお、戦国・織豊期の石清水膝下荘園・善法寺領「生津郷」については、拙稿「検証 明智光秀」(『東北福祉大学生涯学習支援年報』22号、2022年)で触れた。
- (11) 「出雲大社文書」(『新修島根県史』史料篇1・古代・中世192頁)。本稿で紹介する永正13年の須佐両郷年貢請取状写は同県史には未収である。
- (12) 前掲註(1) 拙稿
- (13) 石清水社内の近世僧俗組織については、田中君於「男山四十八坊」(石清水八幡宮社務所『文化燦々』2号、同記念号<2020年>再録)、前掲註(5) 拙著②第1章第2節を参照されたい。
- (14) 個人蔵「靈簿」(杉本坊過去帳)および同所収「御殿司相承之名簿」による。「靈簿」によれば、各坊人の忌日は圓祐が永禄5年2月27日、増春が永禄11年9月晦日、重雄が天正11年11月朔日である。
- (15) 橋本坊の所領買得を否定している(年欠正月25日付け浦上宗景宛て検校・善法寺掌清書状写)。重雄は天文9年に御殿司に任命され、のち執行を務める。天文9年以降、同264号の善法寺掌清書状写によれば、社務検校職の期間が天文14年11月30日から永禄8年3月1日(没)だから、天文15年から永禄7年の間の文書に比定できる。
- (16) たとえば、年欠3月20日付け八幡山年行事宛ての七尾城主・畠山義胤(義綱)書状に「如例年、為祈禱香水并ゆかけ一具到来(略)於神前祈念類入候」(『菊』6-427頁、316号、『続叢』3「い」-55-4。『加能史料 戦国』16では元亀4年<1573>に収載。米原正義『戦国武士と芸芸の研究』(桜風社、1976年)192頁を参照すると、義綱は永禄11年(1568)7月7日から10月26日のあいだに義胤と改名、天正初年には義胤に復している)とあり、特定の坊の檀那でなく、石清水八幡宮寺本社(社務検校)に祭祀料を納めた檀那の場合、年行事が祭祀事務を管掌していたと考えられる。「菊」前号315号文書は、天正5年と推定される春誉書状で、先記のとおり、「橋本坊」の注記がなされている。年欠正月25日付の鶴原長門守宛て春誉書状(『田中』1-497頁、277号)には、橋本坊の署名が書かれており、本文には元亀3年(1572)と見えるので、その頃は、橋本坊春誉であったことは確実である。「御殿司相承之名簿」では「梅本」と注記され、「靈簿」から御殿司梅本坊春誉の忌日が慶長元年(1596)12月2日であった点がかかる。坊の兼帯は珍しいことではないが、春誉は両坊の兼帯か、または橋本坊から梅本坊へと転入したのかもしれない。とすれば、天正5年の春誉書状の注記は「梅本坊」とすべきか。それ以前には御殿司として年行事を勤め、義胤書状の宛所の「八幡山年行事」に春誉が入っていた可能性が高い。
- (17) 宗範は、永正5年2月29日石清水八幡宮祠官言上状案(『菊』6-198頁、258号)に「当宮炎上」「当番御殿司幸海律師執行宗範法印宗旬法印等」と見える。御殿司・幸海、執行・御殿司松本坊宗範、御殿司・竹内坊宗旬で、宗範は永正5年の段階で執行を務めており、本文書の執行・重増より藤次は上座であった。
- (18) 前掲註(5) 拙著②第1章
- (19) 拙稿「戦国期における石清水八幡宮社僧の活動―「曇花院殿古文書」所載の橋坊をめぐる―」(『栃木史学』28号、2014年)
- (20) 尼子晴久と橋坊増春との関係史料を列挙しておく。(天文13年)閏11月17日付橋坊宛尼子晴久書状(『思文閣古書資料目録』43号<『同』275号)、前掲註(16) 米原著書503頁/年欠3月16日付橋坊宛尼子晴久書状(『武家手鑑釈文』東京大学史料編纂所架蔵謄写本2071.02-34-2)/年欠9月25日付橋坊宛尼子晴久書状写(『古今消息集』東京大学史料編纂所架蔵謄写本2071.02-2-4)/年欠11月5日付橋坊宛尼子晴久書状(『多胡文書』『新修島根県史』史料篇1・古代・中世518頁)
- (21) 前掲註(19) 拙稿所収
- (22) 前掲註(5) 拙著②14~20頁参照
- (23) 前掲註(5) 拙著①第1編、同②結章など参照。なお、前掲註(19) 拙稿では、橋坊は祠官・田中家所領の家政機関(政所)に組織され、被官の野上や若狭を使用して年貢請負や貸借契約を結んでいたことを指摘した。
- (24) 戦国期の事例をいくつか列挙しておく。文明5年播磨国松原庄「六百七拾参貫四拾参文」(『菊』6-271号)、文明11年山城国美豆郷「地頭職年貢」「現錢百貫文」(『田中』3-1231号)、明応8年丹波国佐野庄「参伍拾貫文」「佐野別宮地頭職」(尊氏寄進の神楽料所「菊」6-408号)、文亀3年丹波国二箇益富保「百陸拾参貫伍拾玖文」「御年貢」(『菊』6-275号)、永正10年播磨国舟曳庄「公用」「百貳拾九貫玖百九文」(『菊』6-280号)。
- (25) なお、戦国期出雲国の別宮の例としては、永正11年の平浜八幡宮造立・遷宮棟札(『松江市史』史料編4中世II、788、789号)に、守護「佐々木京極殿」(政経の孫・吉童子カ)、守護代・尼子経久の奉行、多胡由詮ら三人が見える。平浜八幡宮は石清水八幡宮別宮と考えられる。
- (26) 東京大学史料編纂所架蔵影写本の番号を表記しておく。3071.62.259(慶長11年9月~同17年7月、6件)、1071-422(慶長12年6月、同16年6月)
- (27) 京都大学近世物価史研究会編(代表小葉田淳)『15~17世紀における物価変動の研究』1962年。東寺百合文書WEB「光明講方年貢散用状」(永正16年分、レ函269号)による作表と考えられる。
- (28) 近年の啓蒙書、伊藤俊一『莊園 墾田永年私財法から応仁の乱まで』(中公新書、2021年)では、「応仁の乱後の守護の下国によって莊園制はほとんど崩壊したが、何百年も続いた制度だから、そう簡単にはなくならなかった。」(250頁)と書かれている。本拙稿で紹介した石清水八幡宮領に関しては、莊園制度の崩壊過程のなかで、特定の所領が存続し、また再興ないしは新寄進によって創出され、近世知行制のもとで「社領」(社務職、社家領をはじめとする境内帰属者の知行地)として継続した点に着目した。
- (29) 拙稿「中近世移行期の石清水八幡宮寺と幕府・将軍」(『戦国史研究』61号、2011年)
- (30) 前掲註(2) 拙著160~166頁、186~189頁
- (31) 池享「莊園の消滅と太閤検地」(『講座日本莊園史4』吉川弘文館、1999年)参照
- (32) 前掲註(29) 拙稿
- (33) 前掲註(10) 拙稿
- (34) 社務(祠官)家にたいする徳川将軍家による代替わり知行安堵に関しても、将軍の祈禱を前提とした「新寄進」(あらためて寄進すること)が強調された。